

＜ファミリーケア柳原 訪問介護 利用料金表＞

2018年4月1日 改正

介護保険給付適用サービスをご利用される場合は、＜訪問介護料金表＞の1割・2割・3割となります。負担割合は、介護保険負担割合証に記載されている割合に準じます。（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）

※下記料金表の3割負担額は2018年8月1日からの該当者適用分から開始。

基本料金

※各種加算を含まない基本報酬 ※表示利用金額は地域区分加算（1級地）の1単位あたり11.40円を乗じた金額となります。
※2018年8月より、2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の自己負担割合が3割に変更となります。

(1) 身体介護

内 容	単位数／回	総費用額	1 割負担	2 割負担	※3 割負担
20分未満	165 単位	¥1,881	¥189	¥377	¥565
20分以上30分未満	248 単位	¥2,827	¥283	¥566	¥849
30分以上1時間未満	394 単位	¥4,491	¥450	¥899	¥1,348
1時間以上1時間半未満	575 単位	¥6,555	¥656	¥1,311	¥1,967
以降30分増すごとに	+83 単位	¥946	¥95	¥190	¥284

(2) 生活援助

内 容	単位数／回	総費用額	1 割負担	2 割負担	※3 割負担
20分以上45分未満	181 単位	¥2,063	¥207	¥413	¥619
45分以上	223 単位	¥2,542	¥255	¥509	¥763

(3) 身体介護に引き続き生活援助を行った場合

内 容	単位数／回	総費用額	1 割負担	2 割負担	※3 割負担
20分以上45分未満	+66 単位	¥752	¥76	¥151	¥226
45分以上70分未満	+132 単位	¥1,504	¥151	¥301	¥452
70分以上	+198 単位	¥2,257	¥226	¥452	¥678

※上表の料金設定となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

■早朝・夜間・深夜加算

	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時間帯	6時～8時	8時～18時	18時～22時	22時～6時
加 算	25%加算	加算なし	25%加算	50%加算

■その他算定・減算

- (1) 訪問介護員2人体制の場合は、基本単位数の2人分を算定いたします。
- (2) サービス提供責任者配置減算に該当する場合 上記単位数の30%減算
- (3) 訪問介護同一建物減算（1）か（2）に該当する場合（1）上記単位数の15%減算（2）上記単位数の15%減算

特定事業所加算（Ⅲ）	前記の訪問介護基本単位数に10%を加算いたします。
------------	---------------------------

●体制要件

- ※事業所の全ての訪問介護員等に対して個別研修計画及び研修（外部研修の受講を含む。）実施。
- ※サービス提供責任者が、訪問介護員等に対し、サービス提供前に文書等確実な方法により、利用者に関する情報等の伝達を行うとともにサービス終了後に訪問介護員等から適宜報告を受けていること。
- ※すべての訪問介護員等の健康診断等を定期的に実施。
- ※緊急時における対応方法を明示（重要事項説明書に記載）。

●重度要介護者等対応要件

前年度または算定日が属する前3月における事業所の訪問介護サービスの利用者の総数のうち要介護4又は5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上・たん吸引等の利用者の総数が20%以上であること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定した単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)の13.7%が加わります
-------------	---

その他の個別に要件を満たした場合の加算

■初回加算

単位数	費用合計	1割負担	2割負担	※3割負担
200単位／月	¥2,280	¥228	¥456	¥684
＊新規利用及び暦月でまる2ヶ月間サービスを中止し、再開した場合 ＊新規に訪問介護計画書を作成した場合、加算されます。 ＊初回訪問日の月内にサービス提供責任者がサービス提供又は同行した場合に加算されます。				

■緊急時訪問介護加算

単位数	費用合計	1割負担	2割負担	※3割負担
100単位／月	¥1,140	¥114	¥228	¥342
居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護中心）を、利用者または家族の方から要請を受け、24時間以内にサービス提供を行った場合 ＊緊急時訪問の要請を受けた時は、居宅介護支援専門員と連携を図り、必要と判断した場合のみ加算されます。				

■訪問介護生活機能向上連携加算Ⅰ

単位数	費用合計	1割負担	2割負担	※3割負担
100単位／月	¥1,140	¥114	¥228	¥342
訪問リハビリ若しくは通所リハビリを実施している事業所又はリハビリを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）した場合に加算されます。				

■訪問介護生活機能向上連携加算Ⅱ

単位数	費用合計	1割負担	2割負担	※3割負担
200単位／月	¥2,280	¥228	¥456	¥684
現行の訪問リハビリ・通所リハビリの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に加算されます。				

<介護保険給付対象利用料についての留意事項>

- (1) 介護保険給付適用の場合においても、介護保険料延滞等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合においてはいったん介護保険適用外（全額10割請求）料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、区役所の窓口へ提出いただきますと差額の差し戻しを受けることができます。
- (2) 介護保険料延滞等により保険給付制限にて負担割合が加算される場合があります。給付制限に準じた負担割合での利用料を頂くことになります。
- (3) 介護保険負担割合証には有効期間（1年間）があり、更新時に負担割合が変動する場合があります。
介護保険負担割合証の更新時の際には必ず事業所までご提示ください。通常、毎年8月1日が更新時期となります。

■キャンセル規定

ご利用日の前日までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の当日にご連絡いただいた場合	当該特定事業所加算込み基本料金の10%